

# 保険料水準の統一について

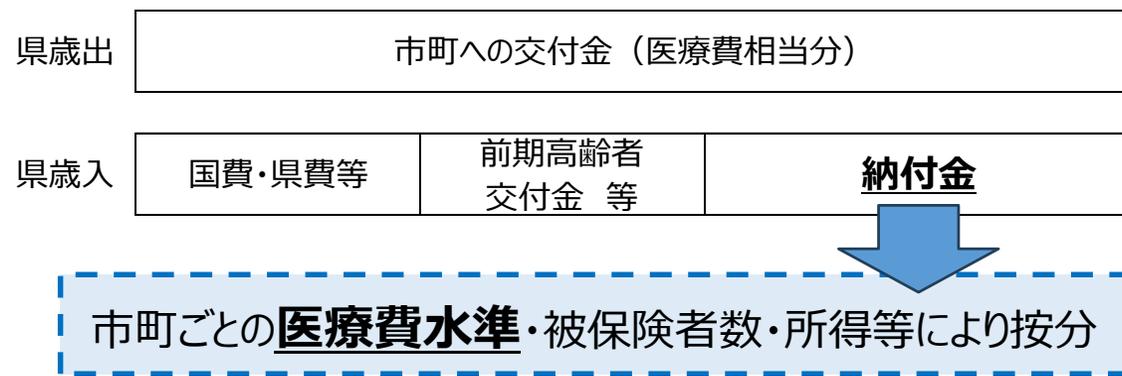
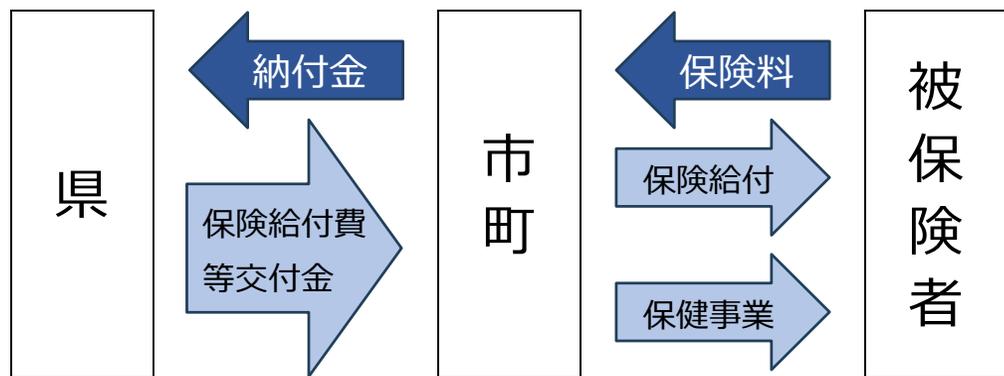
---



# 保険料水準の納付金ベースの統一について

- 保険料水準の納付金ベースの統一とは、納付金の各市町への按分の際、市町ごとの医療費水準を反映させなくすること。  
医療費指数反映係数「 $\alpha$ 」を「1」から「0」に引き下げる
- これにより、特に小規模な保険者において、高額な医療費が発生した場合の年度間の保険料の変動を抑えることができるとされている。

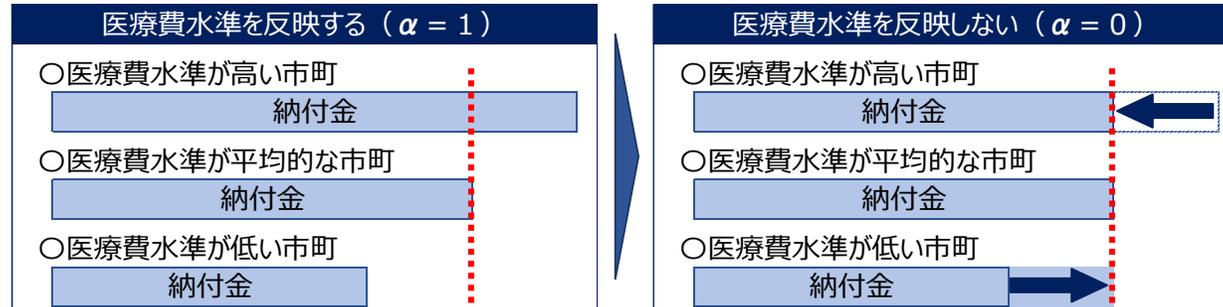
## 【国保財政の概要】



## 【保険料水準の統一とは（国が示した統一の段階は次の2つ）】

納付金ベースの統一	納付金の各市町への按分に当たって、市町ごとの医療費水準を反映させなくすること ※保険料率は各市町が決定
完全統一	同一都道府県内において、同じ所得水準、世帯構成であれば、同じ保険料とすること ※県が定めた保険料率を全市町が採用

## 【納付金ベースの統一のイメージ】



- 市町との協議の結果、ロードマップ(素案)のとおり令和14年度を目標に納付金ベースの統一を進めていくことを合意した。
- 来年度に作業を予定している国保運営方針の中間見直しの際には、納付金ベースの統一の目標年度を規定することを想定。

## 1 医療費指数反映係数「 $\alpha$ 」の設定

- 令和10年度から0.2ずつ引き下げ、令和14年度にゼロ

## 2 高額医療費等の県単位化

- 令和9年度から共同負担化（国・県の負担金等は県全体の納付金から減算）
  - ・ 令和8年度まで：高額医療費等が発生した市町が応分の納付金を負担
  - ・ 令和9年度から：全市町が被保険者数で按分して納付金を負担

## 3 激変緩和措置

- 「 $\alpha$ 」の引下げにより財政負担が増加する市町に対して財政支援を実施
  - ・ 「 $\alpha$ 」を0.1ずつ引き下げた場合の納付金との差額を補填（令和17年度まで）

# 石川県における保険料水準の統一に係るロードマップ（素案）



R7.2.20 令和6年度第2回  
石川県国民健康保険運営協議会資料より（一部加工）



※ 現行運営方針中間見直しの初年度である令和9年度には、高額医療費等の県単位化を行う